

重 要 事 項 説 明 書

（ 指定放課後等デイサービス ）

株式会社 サーバント
放課後等デイサービス キッズランド虹

当事業所は岐阜県の指定を受けています
（岐阜県指定 第2150700066号）

重要事項説明書

(2025年10月1日現在)

1. 事業者の概要

名 称 ・ 法 人 種 別	株式会社 サーバント
代 表 者 名	千住 敏晃
所 在 地 ・ 連 絡 先	岐阜県可児市川合2793-24 サーバントビル 連絡先 TEL 0574-60-3260 FAX 0574-63-6512

2. 事業所の概要

事 業 所 名	放課後等デイサービス キッズランド虹 【第1単位】放課後等デイサービス キッズランド虹 【第2単位】放課後等デイサービス 虹のみらい
所 在 地 ・ 連 絡 先	〒501-0438 岐阜県本巣郡北方町平成3丁目51番地 【第1単位】TEL 058-372-6871 FAX 058-372-6872 【第2単位】TEL 058-372-6211 FAX 058-372-6872
施 設 長 名	川瀬 香代子
開 設 年 月 日	平成31年2月1日
事 業 者 指 定 番 号	2150700066

3. 事業の目的と運営の方針

事 業 の 目 的	障がい児(以下、「利用者」という)及び通所決定保護者(以下、「保護者」という)の意志及び人格を尊重し、学校との連携を図りながら利用者が自立した日常生活または社会生活が営めるよう、療育及び発達に即した訓練、創作活動などの発達支援を行うことを目的とする。
施 設 運 営 の 方 針	利用者が生活能力の向上するために必要な訓練を行い、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じた効果的な指導及び訓練を行うものとする。 指定放課後等デイサービスの提供にあたっては、地域、利用者が通う学校及び家庭との結びつきを重視し、保護者の所在する市町村、その他の指定通所支援事業者、指定障がい福祉サービス、その他福祉サービス、又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4. 施設の概要

(1) 敷地及び建物

敷 地 面 積	163.35 m ²
建 物 構 造	鉄骨造 2階建て
建 物 延 べ 床 面 積	【第1単位】196.54m ² (1階) 【第2単位】96.90m ² (2階)
利 用 定 員	【第1単位】10人／日 【第2単位】10人／日

(2) 事業所の設備等の概要

設備の種類	室数	備考
訓練室	【第1単位】2室	①116㎡ ②6.99㎡
	【第2単位】2室	①40.36㎡ ②24.03㎡
相談室	1室	4.54㎡
事務室	1室	11.62㎡

5. 職員体制(主たる職員)

職種	員数及び職務内容	
管理者	1人 (常勤:児童発達管理責任者兼務)	管理者は、事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

【第1単位】

児童発達支援管理責任者	1人 (常勤:管理者兼務)	児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成の業務のほか、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。
児童指導員	1人以上	放課後等デイサービス計画に基づき、保護者及び障害児に対し適切に指導等を行う。
作業療法士	1人以上	放課後等デイサービス計画に基づき、保護者及び障害児に対し適切に指導等を行う。
心理指導担当職員	1人以上	放課後等デイサービス計画に基づき、保護者及び障害児に対し適切に指導等を行う。

【第2単位】

児童発達支援管理責任者	1人 (常勤:専従)	児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成の業務のほか、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。
児童指導員	1人以上	放課後等デイサービス計画に基づき、保護者及び障害児に対し適切に指導等を行う。
保育士	1人以上	放課後等デイサービス計画に基づき、保護者及び障害児に対し適切に指導等を行う。
障がい福祉サービス経験者	1人以上	放課後等デイサービス計画に基づき、保護者及び障害児に対し適切に指導等を行う。

6. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制(学校休業日)
施設長	正規の勤務時間 10:00～19:00(8:30～17:30)
児童発達支援管理責任者	正規の勤務時間 10:00～19:00(8:30～17:30)
指導員	正規の勤務時間 10:00～19:00(8:30～17:30)

7. 営業区域及び営業日、営業時間、並びにサービス提供日、サービス提供時間

営 業 区 域	本巢市(真正中学校区、糸貫中学校区、本巢小学校区)、瑞穂市、岐阜市(岐阜北中学校区、岐阜西中学校区、島中学校区、陽南中学校区)、揖斐郡大野町(揖東中学校区)、安八郡神戸町及び本巢郡北方町の地域の全域とする。	
	平日	学校休業日
営 業 日	月曜日～金曜日	春・夏・冬休み(日・祝は除く)
営 業 時 間	10:00～19:00	8:30～17:30
サービス提供時間 (＊送迎時間を除く)	14:00～17:30	9:30～16:30

但し、夏季休暇(8月13日～16日)、年末年始(12月30日～1月3日)を除く。

2 社内カレンダーにより、上記営業日、営業時間以外でも、必用に応じて、営業をおこなう場合がある。

3 社内カレンダーにより、上記営業日でも休業する場合がある。

8. サービス提供の内容及びその費用等

《福祉サービス受給対象サービスの内容》

サ ー ビ ス の 種 類	サービスの内容
主たるサービス対象者	児童障がい児(重症心身障がい児及び身体障がい児を除く)
相 談 及 び 援 助	利用者及びそのご家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
発 達 支 援	発達支援の機会を提供します。 ① 日常生活訓練 ・日常生活動作 ・歩行 ・軽スポーツ ・音楽活動 等 ② 集団生活適応訓練 ・会話、パソコン操作等 ③ 創作的活動 ・絵画、工作 等 ④ レクリエーション行事活動 ⑤ 更生相談 医療、福祉、生活の相談

《サービスの概要》

放課後等デイサービスは、「放課後等デイサービス計画」に基づいて行われます。本事業所の児童発達支援管理責任者が作成し、その保護者の同意を得てサービスの実施を行います。

9. 要望・苦情申立先及び虐待防止に係る相談窓口

《 苦情等申立先 》

当施設ご相談室	相談担当者 【第1単位】	児童発達支援管理責任者
	相談担当者 【第2単位】	児童発達支援管理責任者
	ご利用時間 ご利用方法	10:00～19:00 電話【第1単位】：058-372-6871 電話【第2単位】：058-372-6211 F A X：058-372-6873 来 訪：事前に電話等で要予約

お住まいの各市町役所

☐ 北方町役場 福祉健康課	住 所 電 話 受 付 時 間	本巣郡北方町北方1323番地の5 058-323-1119(代表) 8:30～17:15
☐ 瑞穂市役所 福祉生活課	住 所 電 話 受 付 時 間	瑞穂市別府1288番地 058-327-4123 8:30～17:15
☐ 本巣市役所 福祉敬愛課	住 所 電 話 受 付 時 間	本巣市早野255番地 058-323-7752 8:30～17:15
☐ 岐阜市役所 障がい福祉課 指導係	住 所 電 話 受 付 時 間	岐阜市今沢町18番地 058-214-2136 8:45～17:30
☐ 神戸町役場 健康福祉課 福祉係	住 所 電 話 受 付 時 間	安八郡神戸町大字神戸1111番地 0584-27-3111 8:30～17:30
☐ 岐阜県運営適正化委員会 社会福祉法人岐阜県社会福 祉協議会	住 所 電 話 受 付 時 間	岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館6階 058-272-5136(祝日・年末年始は除く) 9:00～17:00(月曜～金曜日)

《 虐待防止に係る相談窓口 》

当施設ご相談室	相談担当者 ご利用時間 ご利用方法	管理者 10:00～19:00 電 話：058-372-6871 F A X：058-372-6873 来 訪：事前に電話等で要予約
---------	-------------------------	--

お住まいの各市町役所

☐ 北方町障害者虐待防止センター	住 所 本巣郡北方町北方1323番地の5 電 話 058-323-1119(代表) 受 付 時 間 8:30~17:15
☐ 瑞穂市役所 福祉生活課	住 所 瑞穂市別府1288番地 電 話 058-327-4123 受 付 時 間 8:30~17:15
☐ 本巣市役所 障害者生活支援センター 「えがお」	住 所 本巣市早野255番地 電 話 058-323-1145 受 付 時 間 8:30~17:15
☐ 岐阜市役所 障がい福祉課 障がい者虐待通報	住 所 岐阜市今沢町18番地 電 話 058-265-5571 受 付 時 間 受付時間 24時間対応
☐ 神戸町役場 健康福祉課 福祉係	住 所 安八郡神戸町大字神戸1111番地 電 話 0584-27-3111 受 付 時 間 8:30~17:30
☐ 大野町 障害者基幹相談支援センター	住 所 揖斐郡大野町大字大野80番地 電 話 0585-34-1111 受 付 時 間 24時間対応
☐ 岐阜県障害者権利擁護センター 委託(岐阜県社会福祉士会)	住 所 岐阜市下奈良2丁目2-1 岐阜県福祉・農業会館2F 電 話 058-215-0618 受 付 時 間 24時間対応(365日対応)

10. 協力医療機関

医 療 機 関 の 名 称	さとうファミリークリニック
住 所	〒 503-0018 本巣郡北方町小柳1丁目95番地
診 療 科 目	内科 整形外科 小児科 神経科

11. 非常災害時の対策

非 常 災 害 時 の 対 応	別途に定める、緊急時対応計画により対応します。
平 時 の 訓 練	別途に定める、緊急時対応計画(消防計画)により、年1回避難・防災訓練を実施します。利用者の方も参加して実施します。
防 災 設 備	火災報知器・消火器(その他、携帯ラジオ・懐中電灯等)

12. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
-------------	--

放課後等デイサービスを利用するにあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

年 月 日

事業者

(所在地) 岐阜県本巣郡北方町平成3-51

(事業者名) 株式会社サーバント

(代表者名) 千住 敏晃

印

(事業所名) 放課後等デイサービスキッズランド虹

(説明者) 管理者・児発 川瀬 香代子

私は本書面により、これから利用する放課後等デイサービスの重要な事項について事業者から説明を受けました。

令和 年 月 日

保護者

住所

氏名

続柄

印

利用児童

氏名
